## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

抗告代理人は、「原決定を取り消す。本件不動産について競売手続を開始する。」との裁判を求め、抗告理由として主張するところは、別紙抗告状の「抗告の理由」に記載のとおりである。

「実育〉右認定事実に徴すれば、Bは株式会社小金井建設の代位権者として同会社に移転した抵当権の実行の〈/要旨〉申立をすることができるが如くである。しかし、同会社が債権者組合に対してしたことになつた弁済は、債権者組合がAに対して有する元本八〇〇〇万円の債権の一部について代位弁済がされたものであり、このまは債権者組合のAに対して有する甲乙物件の担保権行使に附随し共同してのみは債権者組合のAに対して有する甲乙物件の担保権行使と別個に独立ととは債権者組合のとを認めるべきであり、債権者組合の担保権行使と別個に独立分とを担保権行使をすることは許されないと解すべきである。なんとなれば、一部弁法には、もともと債権者組合が残存債権に対して有する権利を害することは許されて、大審院昭和六年四月七日決定、場合には、大きであるからである(当裁判所は、大審院昭和六年四月七日決定、民集一〇巻九号五三五頁の見解は以上に述べた理由により採用しない。)民法五〇三条一項にいう「債権者ト共二」は右の意味であると解すべきである。

そうすれば、Bが株式会社小金井建設の代位権者として同会社に移転した抵当権に基づいてした競売の申立は理由がないから、これを棄却すべきであり、これと同旨に出た原決定は正当であり、本件抗告は理由がない。その他、記録を精査するも原決定を取り消すべき事由を見出すことができない。

原決定を取り消すべき事由を見出すことができない。 よつて、本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 渡辺忠之 裁判官 鈴木重信 裁判官 渡辺剛男)

<記載内容は末尾1添付>